

生き方・働き方の多様化への対応

高齢者、女性、障害者など、様々な方々の多様な生き方・働き方に対応できる制度となるよう、高齢者の就業と年金、女性と年金、年金制度における次世代育成支援、障害年金の改善などについて、所要の措置を行います。

女性と年金をめぐる課題

【離婚時の厚生年金の分割】(平成19年4月実施)

- 離婚した場合には、当事者の合意又は裁判所の決定があれば、婚姻期間についての厚生年金の分割を受けることができることとします。
- 分割割合は、婚姻期間中の夫婦の保険料納付記録の合計の半分为限度とします。
- 施行日(平成19年4月)以降に成立した離婚を対象としますが、施行日以前の保険料納付記録も分割対象とします。

【第3号被保険者期間についての厚生年金の分割】(平成20年4月実施)

- 被扶養配偶者(第3号被保険者)を有する第2号被保険者が負担した保険料は、夫婦が共同して負担したものであることを基本的認識とし、その旨を法律上明記します。
- 第3号被保険者期間(実施(平成20年4月)以降の期間)は、以下の場合に、第2号被保険者の厚生年金(保険料納付記録)を2分の1に分割できることとします。
 - ① 夫婦が離婚した場合(離婚時分割の際、第3号被保険者期間は、例外なく、2分の1に分割されることになります)
 - ② 分割を適用することが必要な事情にあると認める場合(配偶者の所在が長期にわたり明らかでない場合など。省令で規定)

【離婚した場合の厚生年金の分割のイメージ】

